

誰がどのような内容を通報する場合に対象となりますか？

労働者が、その事業者(労務提供先)又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する場合は、

「労務提供先」(労務を提供する事業者)とは？

事業者において労働契約に基づき働いている一般の労働者(正社員、アルバイト、パートタイマー等)は、その雇用元の事業者
派遣労働者の場合は、派遣先の事業者
取引契約に基づいて労務を提供する場合は、取引先の事業者

を「労務提供先」としています。

事業者には、法人や個人事業者のほか、国、地方公共団体などの行政機関も含まれます。

「労働者」とは？

「労働者」には、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどが含まれます。

「通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨」とは？

通報対象となる法令違反が、現に生じている場合か、又は発生が切迫しており発生の蓋然性が高い場合のことです。